様式第３号（第１３条関係）

会議録

会議の名称	定例庁議
開催日時	令和８年１０月１９日（月）午前８時５５分から 午前９時２８分
開催場所	朝霞市役所　別館２階　全員協議会室
出席者の職・氏名	【出席者】 松下市長、宇野副市長、二見教育長、 多度津市長公室参事兼シティ・プロモーション課長、 千葉危機管理監、濵総務部長、金子市民環境部長、赤澤福祉部長、 小野澤健康部長、玄順こども部長、山﨑都市建設部長、 塩味審議監兼まちづくり推進課長、稲葉会計管理者、 田中上下水道部長、森田議会事務局長、福士学校教育部長、 渡邉生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長、 奥山監査委員事務局長 （担当課１） 村沢ファシリティマネジメント推進室長、牧原同室主任 （担当課２） 榎本財政課長、荒井同課長補佐 （担当課３） 関口学校教育部次長兼教育総務課長、佐賀同課長補佐、 西村同課学校施設係長 （担当課４） 大瀧中央公民館長、村山同館長補佐 （事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、長谷川同課主幹兼課長補佐、 伊藤同課政策企画係主事
欠席者の職・氏名	欠席者なし
議題	１　建物系個別施設計画の工事等の再開に関する判断について（案） ２　令和９年度（２０２７年度）当初予算編成方針 ３　朝霞第三中学校第二運動場の土地賃貸借契約に係る買取条項の付帯 ４　令和８年第２回朝霞市議会臨時会提出議案

<table>
<tr><td>会議資料</td><td colspan="2">（議題１）
・【資料１－１】建物系個別施設計画の工事等の再開に関する判断について（案）
・【資料１－２】建設総合指数
・【資料１－３】調査レポート９月号
（議題２）
・【資料２－１】令和９年度（２０２７年度）当初予算編成方針
・【資料２－２】令和９年度当初予算実施計画作成における枠配分額
・【資料２－３】令和９年度査定科目一覧（機構順）
（議題３）
・【資料３－１】朝霞第三中学校第二運動場の土地賃貸借契約に係る買取条項の付帯（概要）
・【資料３－２】案内図
・【資料３－３】土地所有状況図
（議題４）
・令和８年度第２回朝霞市議会臨時会提出議案（第４９号）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">会議録の作成方針</td><td colspan="2">□電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">□電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">■要点記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">□電磁的記録での保管（保存年限　　年）</td></tr>
<tr><td>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td><td>□会議録の確認後消去
□会議録の確認後　か月</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議録の確認方法　出席者の確認及び事務局の決裁</td></tr>
<tr><td>傍聴者の数</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>その他の必要事項</td><td colspan="2">なし</td></tr>
</table>

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】
1　建物系個別施設計画の工事等の再開に関する判断について（案）
【説明】
（村沢ファシリティマネジメント推進室長）
建物系個別施設計画の工事等の再開に関する判断について（案）を資料に基づき説明する。資料１－１を御覧いただきたい。
はじめに背景だが、中東情勢の緊迫化に伴い、建物系個別施設計画等については、工期延長に伴う負担増や、建築資材の価格高騰の影響、入札不調などのリスクが想定されるため、本年６月より、計画スケジュールを全体的に後ろにスライドさせている。
次に目的だが、これらの価格高騰や納期延期といった、外部要因による事業の停滞から、安全に事業を再開するために、客観的な判断基準を設定したいと考えている。基準を作成することにより、説明責任を果たすとともに、結果として適正な施設マネジメントの実施につながるものと考えている。
判断基準（案）について御説明する。事業再開に当たっては、中東情勢の沈静化に伴う資材価格・供給網の安定化が条件となり、次の資料１－１別表の２つの要件をいずれも満たした段階で、客観的かつ総合的に判断したいと考えている。
別表を御覧いただきたい。判断基準の１つ、建築資材の物価的判定基準だが、ここでは一般財団法人建設物価調査会が作成する、「建設物価」に掲載されている「建築総合」の物価指数を採用している。理由として建設物価は公共工事における資材単価等の積算根拠として使われており、その指数を根拠とすることで公平性や客観性を確保する。
判定基準の欄に記載したとおり、前月比で上昇率が１００．５％以下である状態が３か月連続で、安定して推移した場合を考えている。
資料１－２、表１を御覧いただきたい。こちらは同調査会が公表している、建設総合の物価指数である。２０１５年の物価を１００とした場合、左の網掛け「東京」の列を御覧いただくと、２０２０年には１０４．０、２０２６年の７月には１５０．９となっており、継続的な価格上昇が進んでいる。
それをグラフ化したのが表２の折れ線グラフである。基本的には物価指数は右肩上がりのインフレ基調となっており、注目していただきたいのは、矢印の場所の傾きである。ほかの時期と比較して折れ線の傾きが大きくなっていることが分かる。それらの傾きを前月度比上昇率で示したのが、表１の右の欄の網掛けで、その大きさを表３のグラフで示している。
２０２２年はコロナ明け特需、ウクライナに係る情勢悪化により、急激に価格上昇したこと、２０２６年５月以降は、中東情勢の緊迫化に伴う価格上昇が要因で、インフレによる傾きが大きくなっている。このような局面で事業再開すると、価格上昇の煽りをそのまま受けるような形となる。
それでは、健全な傾きはどのくらいかというと、平時の物価上昇の状況が考えられる。表３によると、２０２２年、２０２６年５月以降以外の上昇率は、１００．５％以下で推移していることが読み取れる。よって、上昇率が１００．５％以下になった際は、軌道修正されたと解釈でき、事業再開すべきといった判断となる。
なお、資料１－１の別表にお戻りいただき、判定基準の根拠として、３か月連続推移という条件としたのは、単月とした場合の一過性リスクを排除できること、また、それ以上

の期間としないのは、市場の早期回復や意思決定のスピード感を保つためである。
　次に、もう１つの判定基準となる、建築資材の供給関係の判定基準について説明する。こちらについても、同調査会が発行している建設物価に掲載のある需給状況から判断したいと考えている。
　資料１－３「需給動向」の列を御覧いただきたい。現在と示されている動向について、「ひっ迫」や「均衡」との記載があり、ここには「緩和」と記載されることもあるが、文字どおりひっ迫は供給が追い付いていないことを示し、均衡は需給関係のバランスが取れていること、緩和は需要に対し供給過多であることを示している。ひっ迫、ややひっ迫だったものが、均衡または緩和となった際は、供給安定化を見通せることから、スライドの解除要件となるものと考える。
　なお、３か月連続としたのは先ほどと同じ理由からである。
　それでは、資料１－１に戻っていただき、判断基準（案）の２段落目を御覧いただきたい。ただし書きとなるが、判断基準が満たされない場合であっても、代替製品の市場流通が常態化した場合や、国際情勢の好転等により、市場の急速な正常化が認められた場合は、基準に関わらず判断できるようにしたいと考える。
　次に、予算計上では、基本的には当初予算の計上時期の９～１０月以前において、３か月連続で要件を満たした場合、若しくはそれ以降であっても、最終的に予算が固まるまでの間に要件を満たした場合は、予算計上は可能と考えるが、時期が外れた場合などは、緊急性や必要性などを踏まえた上で、次の当初予算または補正予算にて、適宜対応することを考えている。
　次に、参考として、判断基準とはしないが、実際の市場調査を通して判断の参考とするものである。入札資格を有する事業者へのヒアリング、埼玉県内の入札状況、日本経済新聞社が公開するナフサの市場価格を並行して調査していく。
　最後に適用についてである。この基準は、「建物系個別施設計画のスケジュールを全体的に後ろにスライドさせている」、工事や設計業務を対象とするものである。空気調和設備など、施設利用者への影響が大きく、緊急的な修繕が必要な工事等は、従来どおり、建物系個別施設計画のスケジュールを勘案しながら、適宜対応する。また、再開後についても社会情勢や、資材価格等の動向を継続して注視するとともに、事業の必要性や妥当性を勘案し、事業採択の可否を判断したいと考える。
　なお、この判断の前提条件である、中東情勢の安定化に関する表現については、９月２４日の公共施設等総合管理計画庁内検討委員会、１０月２日の政策調整会議において出された意見を受けて、一部修正している。
　説明は以上である。
（濵総務部長）
　政策調整会議での主な質疑等について、御報告する。
　まず、「恒久的な中東情勢の安定化」との記載があるが、イスラエルの建国以降、中東で恒久的な安定というのはないため、恒久的なという単語は取って、中東情勢の安定化でよいのではないか、との質疑に対し、表記について検討する、との回答があった。
　次に、資料１－１の判断基準（案）のただし書きについて、「基準にかかわらず判断できる」とあるが、何をもって判断するのか。政策調整会議などの場で諮るのか、との質疑に対し、ある程度条件が揃った段階で、資料等をそろえて、公共施設等総合管理計画庁内検討委員会や政策調整会議に諮り、意見を伺うことを考えている、との回答があった。
　次に、市庁舎長寿命化改修工事について、令和９年度当初予算に計上する条件は満たしているのか、との質疑に対し、現時点では満たしていない、との回答があった。
　次に、令和９年度当初予算案への計上については、今の時点では計上しておき、月々の動きを見て、条件を満たせば計上したままで、満たせなければその時点で落とすという

ことでよいか、との質疑に対し、例年市長査定までは追加の事業採択を行っているため、時期を見て、条件を満たしていなければ、計上の有無等について調整したいと考えている、との回答があった。
　最後に、学校の校舎の建替え工事は、庁舎の長寿命化と同じ考え方だというのは承知しているが、長寿命化計画への影響について、何かポイントになる点があれば教えていただきたい、との質疑に対し、学校施設長寿命化計画については、建物系公共施設マネジメント実施計画と同じ状況で、同じ扱いをしている。全体的に１年後にスライドしているが、この判断基準が、運用されずにずっとこの状況が続くような場合は、建物系マネジメント実施計画と学校の計画について今後どうしていくのかなどを議論しなければならないと考える。現時点では、判断基準の運用を決めておくというところで、長寿命化計画への影響が今後出そうな場合は、建物系と合わせて改めてアナウンスしたい、との回答があった。
　以上の質疑の結果、指摘のあった点について修正し、庁議に諮ることとなった。

【意見等】
　なし

【結果】
　原案のとおり、決定する

【議題】
２　令和９年度（２０２７年度）当初予算編成方針
【説明】
（榎本財政課長）
　令和９年度（２０２７年度）当初予算編成方針について御説明する。資料２－１の１ページを御覧いただきたい。
　内容としては、まず、「本市の財政状況」として、１段目では、令和７年度決算における経常収支比率は９５．２％と、前年度に比べて改善したものの、依然として高い水準にあり、新たな施策や将来の財政需要に対応できる財源が極めて限られている。また、財政調整基金は約２９億円と、前年度に比べて増加したものの、標準財政規模に対する比率は９．８％と、令和６年度の県内市平均をはるかに下回っている状況であることを述べている。
　２段目・３段目では、今後においては、市税収入は堅調に推移することが見込まれるものの、全体では大幅な増加を見込むことは難しく、ふるさと納税による市民税の流出額が増加していること、税制改正等の動向によって一般財源が減少すれば、財政運営に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。歳出面では、扶助費や人件費等の増加に加え、金利急騰により市債の利子負担の増加など、財政負担を一層圧迫することが懸念されること、さらには、物価高騰や大型事業など、多額の財源を必要とする事業が見込まれ、厳しい財政状況になっていることを述べている。
　また、中期財政計画では、今後の財政需要の増加等により、財政調整基金が令和１３年度には枯渇することが見込まれるほか、扶助費の割合が県内他市に比べて高く、財政構造の柔軟性を確保することが課題となっていることを述べている。
　次に、「基本的な考え方」として、第６次総合計画に掲げる将来像の実現に向けた取組を着実に推進するため、限りある財源を有効に活用し、必要な行政サービスを安定的かつ持続的に提供していく必要があること、そのため、職員一人一人が、将来の財政需要を十分に認識し、不断の見直しを行うことが求められていること、さらに、部署間の連携を

強化し、適正な予算の計上を徹底することで、事業の質の向上と財源の効果的な活用の両立に努める必要があることを述べている。
　２ページ目以降については、「予算編成基本原則」のうち、主に変更した点と追加した点について御説明する。
　まず、基本原則の（２）事業の選択と集中のうち、２つ目、新規・拡充事業について、既存事業の見直しや廃止をすることで財源の捻出に努めるという表記に、新たに「統廃合」を追加している。
　次に、（３）行政評価の反映と事務事業の見直しのうち、２つ目、新規・拡充事業を実施する場合は、既存事業の効果を検証し、見直しや再構築を行うとしていたが、新たに「市民等のニーズを的確に捉えること」を追加している。
　また、（７）関係部課との調整について、複数の部課に関連する事業は、事前に関係部課間で十分に調整することとしていたが、新たに「事業の統廃合や共催等について検討すること」を追加している。
　続いて、３ページの歳入に関する事項については、まず、（２）使用料及び手数料のうち、２つ目について、「使用料・手数料の見直し方針」が改訂予定であることから以前の策定年月の削除を行った。
　次に、（４）その他のうち、２つ目の括弧に、ガバメントクラウドファンディングという表記があったが、活用方針の名称変更に伴い「クラウドファンディング型ふるさと納税」に修正している。
　また、３つ目として、ふるさと納税の寄付額を増額させるため、「返礼品の充実や新たな開拓に向け、産業振興課と情報共有・連携を図り、寄附額の確保に努める」ことを追加している。
　続いて、４ページ、歳出に関する事項については、（１）人件費のうち、２つ目、職員のワークライフバランスを推進する観点から、事業や事務執行を見直すとともに、「時差勤務を活用する」ことを追加している。
　次に、５ページ、（７）使用料及び賃借料のうち、３つ目に、「新たな借上料については、金利が上昇している現状を踏まえ、借上料と購入費の総額を比較し、検討する」ことを追加している。
　最後に、６ページ、その他で、１番目、予算計上は総額資料２－２の枠配分の範囲内での計上に努めること、２番目、令和９年４月に予定している機構改革に基づき予算計上することとしている。
　なお、この予算編成方針については、庁議にて御承認いただいた後、全庁に通知したいと考えている。
　説明は以上である。
（濵総務部長）
　政策調整会議での主な質疑等について、御報告する。
　質疑は１件で、危機対策費の風水害対応の手当について、昨年度２００万円を要望して、１５５万円という査定となったが、台風７、８号の対応の途中でそれはなくなり、今は予備費で対応している。来年以降も、突発的な集中豪雨対応は今年度の実績から想定できない状況となるのではないか。そのため、査定の際は、そういった点も含めて御配慮いただきたい、との質疑に対し、査定の中で確認する、との回答があった。
　以上の質疑の結果、原案のとおり庁議に諮ることとなった。

【意見等】
　なし

【結果】
原案のとおり、決定する

【議題】
３　朝霞第三中学校第二運動場の土地賃貸借契約に係る買取条項の付帯
【説明】
（関口学校教育部次長兼教育総務課長）
朝霞第三中学校第二運動場の土地賃貸借契約に係る買取条項の付帯について、御説明する。
教育総務課では、学校用地や運動場、学校農園用地など、教育活動に必要な土地の借上げを行っているが、そのうちの朝霞第三中学校の第二運動場について、土地所有者の１人から、「土地所有者から申し出があった場合には、市が当該土地を買取る」という趣旨を記載した条項、いわゆる買取条項を賃貸借契約に付けてほしいとの要望があった。
買取条項を付けて面積５００㎡以上の土地を借上げる場合は、庁議の決定が必要であることから、今回、付議するものである。
まず、資料３－２を御覧いただきたい。朝霞第三中学校第二運動場の場所だが、第三中学校の校舎や校庭がある敷地脇を流れている黒目川の対岸にある。学校からのアクセスにつきましては、学校の裏側に歩行者用の「溝沼池田橋」が設置されており、容易に行き来ができるようになっている。
資料３－１を御覧いただきたい。朝霞第三中学校の第二運動場の概要である。朝霞第三中学校は昭和４８年に開校しているが、開校間もない昭和５１年１月に第二運動場の使用を開始している。この時点から土地の借り上げは行われている。
第二運動場の総面積は８，６３２㎡となっており、過去から増減はない。
その後、一部の土地については土地所有者からの要望により過去に４回取得しており、現在の第二運動場の土地所有者及び面積の内訳は、表のとおりである。
今回買取条項に関する要望があった土地所有者Ａ氏の所有面積が１，５００㎡、別の土地所有者Ｂ氏の所有面積が５，５２３㎡、過去に買取りを行い朝霞市名義の土地の面積は１，６０９㎡となっている。
Ｂ氏の所有地５，５２３㎡については、令和６年７月の庁議決定により、令和７年度から買取条項が付帯されている。土地賃貸借契約は、２年ごとの更新となっている。
なお、資料３－３に第二運動場の公図を基に土地所有状況を示している。
資料３－１にお戻りいただきたい。２ページの相談地概要だが、先ほど御説明したとおり、Ａ氏所有の土地面積は１，５００㎡であり、第二運動場総面積８，６３２㎡の約１７％に当たる。現在の借地料については、年額で１５９万３，０００円となっている。
続いて、要望の経緯である。２年に１度の契約更新の際の交渉窓口はＡ氏御本人であり、ここ数回の更新時に借地料値上げの要望があった。しかし、借地料の単価は市で統一されているため、値上げの実施は難しい旨を説明していた。
今回、令和８年度からの賃貸借契約更新の際に担当者へ買取条項付帯についての相談があり、「買取条項をつけるには庁内で判断を仰ぐなどの手続きが必要である」旨を説明したところである。加えて、市の判断には時間を要する旨の御説明を行ったところ、御理解いただき、令和８年度からの契約更新については従来どおりの期間である、令和９年度までの２年間での契約更新をしていただき、現在に至っている。
続いて、第二運動場の利用状況である。授業については平日の午前・午後とも、学級ごとに体育の授業で時間割が組まれており、授業の内容や季節によりグラウンド、第二運動場、体育館などの学校施設を組み合わせて利用している。
また、部活動では、第二運動場は主に野球部やサッカー部で利用しており、試合ができ

るグラウンドとして重宝しているとのことである。
　第三中学校の第二運動場は第三中学校の開校間もない頃から設置しており、第三中学校における教育活動の前提となっているものであり、今後の学校活動やこどもたちの部活動がこれまでどおり継続して行えるよう、引き続き必要なものと、担当課としては認識している。
　以上の理由から、買取条項の付帯について御承認いただきたい。
　説明は以上である。
（濵総務部長）
　政策調整会議での主な質疑等について、御報告する。
　まず、学校施設の土地借上げ状況や買取条項の付帯状況はどうか、との質疑に対し、学校施設に関連しては、新たな借上げは行っていないが、現在買取条項を付帯しているのは、第十小学校の敷地で２名と、第二運動場の敷地で１名の計３名である、との回答があった。
　次に、買取りを行う場合は、現時点の価格でどの程度の金額か、との質疑に対し、借りているのが１，５００㎡で、固定資産等に計算する参考価格で１㎡１０万円となっており、それに当てはめると、１億５，０００万円と試算をしている、との回答があった。
　次に、買取条項を付帯しないという選択肢はないのか、との質疑に対し、教育総務課としては、従前同じ第三中学校の第二運動場の土地の所有者からの相談に応じ、買取条項を付したという経緯があるため、今回も同様に買取条項を付けたいと考えている、との回答があった。
　次に、買取条項を付帯したい理由の１つに「設置基準を満たしていない」というのがあったが、ほかの中学校は満たしているのか、との質疑に対し、ほかの中学校は基準を満たしている、との回答があった。
　次に、第二運動場が８，６３２㎡で、１，５００㎡がなくても１５，０００㎡が確保できる。買取条項を付帯して、１，５００㎡を確保する必要はあるのか、との質疑に対し、従前もっと面積が大きい地権者に対して買取条項を付けており、公平性の観点からも申し出があったのであれば付けるべきだと考えている、との回答があった。
　次に、設置基準で、生徒７２１人以上で８，４００㎡とあったが、将来的に少子化で生徒が減っていって、７２１人を切ったら、今の校庭だけで足りるということになるか、との質疑に対し、設置基準的にはそうなる。ただ、第二運動場は通常の授業で使われているため、生徒数に合わせて、校庭の大きさなどを変更するということは考えていない、との回答があった。
　次に、買取条項を付けて、この土地が全部市の土地になり、生徒数が減って第三中学校の土地だけで設置基準を満たして、第二運動場が設置基準上、必ずしも必要ではなくなったときに、市としてその土地をどうしていくかも見据えて買わないといけないのではないか、との質疑に対し、今後の児童生徒数の推移を見守りながら、基本的にはやはり改築の際にどのような学校を新たに作っていくのかという考えの中で、第二運動場の位置付けも変わってくるものと考えている、との回答があった。
　次に、当時の政策調整会議や庁議で在り方等についての議論は無く、現状維持前提で議論を行っていたということでよいか、との質疑に対し、前提ということはないが、議論の中で第二運動場の利用の状況と、開校当初から橋が架けられ一体となって利用していた旨の説明を行い、了承を得た、との回答があった。
　最後に、今回買取条項を付ける理由の１つとして、令和７年度に対応しているから、という理由があったが、ほかの学校などでも同様の理由で買取条項の付帯の要望があった場合にも、一度対応しているため、公平性の観点から対応していくのか。市の公有地全体に影響が及ぶ可能性があるのではないか、との質疑に対し、学校の敷地については、本件

を除いて買取条項が付いていない借地契約はないため、今回が最後となると考えている。また、今回は、一体となっている敷地の中での扱いのため、差別化はできないと考えており、例えば、違う学校や違う施設となると考え方は変わってくると考えている、との回答があった。
　以上の質疑の結果、指摘のあった点について修正し、庁議に諮ることとなった。

【意見等】
　なし

【結果】
　原案のとおり、決定する

【議題】
４　令和８年第２回朝霞市議会臨時会提出議案
【説明】
（渡邉生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長）
　議案第４９号の提案理由の説明を申し上げる。本議案は、工事請負契約の変更契約の締結についてである。中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事において、工期延長及びインフレスライドに伴い請負金額が増額となることから、株式会社コバ建設埼玉営業所と請負契約の変更契約を締結いたしたく、提案した次第である。変更内容は、工事請負額を税抜き９億１，８６０万円から税抜き１０億１，１６０万円に増額するものである。
　説明は以上である。

【意見等】
　なし

【結果】
　提案のとおり、決定する

【閉会】